

## 生活保護法の一部改正の概要について

「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号、平成30年6月8日公布）」の中で、生活保護法が一部改正された。

### 1 改正の趣旨

生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずるため。

### 2 改正の概要

#### (1) 進学準備給付金の創設【平成30年6月8日施行、平成30年1月1日適用】

生活保護世帯の子どもの大学等進学の際、新生活立ち上げ費用として、進学準備給付金（自宅外通学30万円、自宅通学10万円）を支給。

※平成30年8月1日以降、支給できるように準備中。

#### (2) 健康管理支援事業の創設【平成33年1月1日施行】

糖尿病などの慢性疾患の重症化を予防するため、受診データなどに基づいた生活習慣病の予防、健康管理支援の取組の推進。

#### (3) 後発医薬品の原則化【平成30年10月1日施行】

医学的知見から問題ない場合は、後発医薬品の使用を原則化。

※品川区後発医薬品利用率 77.75%（平成30年2月実績）

#### (4) 返還金の非免責債権化、保護費と返還金の相殺【平成30年10月1日施行】

①生活保護法第63条返還金は、国税徴収の例にならない徴収が可能。

②生活保護受給者の申し出により、保護費と返還金の相殺が可能。

( 参 考 )

生活保護法第63条

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。